

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	沖縄県
3. 市区町村名	南風原町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.haebaru.lg.jp/docs/2016091500105/

執行機関名 南風原町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成する事務(南風原町母子及び父子家庭等医療費助成要綱(平成19年南風原町要綱第38号)に関する事務をいう。)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南風原町個人番号の利用等に関する条例別表第1 第2の項 母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成する事務(南風原町母子及び父子家庭等医療費助成要綱(平成19年南風原町要綱第38号)に関する事務をいう。)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条	南風原町母子及び父子家庭等医療費助成要綱(平成19年南風原町要綱第38号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、母子及び父子家庭等(以下「母子家庭等」という。)に対し、医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、もつて母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南風原町母子及び父子家庭等医療費助成要綱(平成19年南風原町要綱第38号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	
②事務の内容		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
備考		